

平成18年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成18年 6月14日 午前10:00

○散 会 午後 1:58

○出席議員（22名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 成田進	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	18番 村井政克
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	教 育 長	小林洋
総務部長	大越宏	企画部長	鐙利行
産業建設部長	伊藤賢志	市民生活部長	菅生一也
福祉保健部長	門間鋼悦	教育次長	山平東
総務課長	鈴木公悦	総合政策課長	鈴木司
財政課長	澤井昭	税務課長	伊藤正
産業課長	山口義光	建設課長	鈴木利美
都市整備課長	鎌田洋一	会計課長	櫻庭新悦
収納課長	中泉作右衛門	追分出張所長	櫻庭久俊
財政課長待遇	三浦喜博	下水道課長	藤原貞雄
水道課長	小林健一	総務学事課長	佐藤磐
市民課長兼飯田川庁舎 総合窓口センター長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
農業委員会事務局長	鈴木久雄	幼児教育課長	田仲茂隆

生活環境課長	鈴木 鋼 生	健康課長	川上 秀佐男
生涯学習課長	丸谷 昇	スポーツ振興課長	根 一
国体事務局長	菅原 徳 志	高齢福祉課長	門間 裕 一
昭和庁舎総合窓口外長	佐々木 博 信	天王庁舎総合窓口外長	伊藤 清 孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野 耕 二	議会事務局課長待遇	伊藤 正 吉
--------	---------	-----------	--------

平成18年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成18年6月14日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第 1号 平成17年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
について
- 日程第 6 報告第 2号 平成17年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費
繰越計算書について
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認について
（潟上市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認について
（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分の承認について
（平成17年度潟上市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第10 承認第 6号 専決処分の承認について
（平成18年度潟上市老人保健特別会計補正予算
（第1号））
- 日程第11 議案第59号 潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例（案）につい
て
- 日程第12 議案第60号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）に
ついて
- 日程第13 議案第61号 潟上市工場設置奨励条例の一部を改正する条例（案）につ
いて
- 日程第14 議案第62号 潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正す
る条例（案）について

- 日程第 1 5 議案第 6 3 号 潟上市総合発展計画基本構想（案）について
- 日程第 1 6 議案第 6 4 号 工事請負契約の締結について（潟上市クリーンセンター排ガス冷却塔及び空気予熱機等更新工事）
- 日程第 1 7 議案第 6 5 号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 日程第 1 8 議案第 6 6 号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 1 9 議案第 6 7 号 平成 1 8 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 6 8 号 平成 1 8 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 6 9 号 平成 1 8 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 2 同意第 2 号 潟上市助役の選任について
- 日程第 2 3 同意第 3 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 4 同意第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 5 同意第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 6 陳情第 5 号 道路改良・舗装工事について
（天王字北野 3 2 5 - 2, ほか）
- 日程第 2 7 陳情第 6 号 違法伐採問題への対応強化を求める陳情書の提出について
- 日程第 2 8 陳情第 7 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書
- 日程第 2 9 陳情第 8 号 出資法の上限金額の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書
- 日程第 3 0 陳情第 9 号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を求める」陳情書

- 日程第 3 1 陳情第 1 0 号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書
- 日程第 3 2 陳情第 1 1 号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情
- 日程第 3 3 陳情第 1 2 号 道路整備、雨水排水、舗装工事、側溝新設について
(天王字追分 5 0, 5 0 - 2, 5 0 - 3, 5 0 - 9)
- 日程第 3 4 陳情第 1 3 号 最低保障年金制度の創設を求める陳情

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

開会前に総務部長より教育次長紹介の申し出がありますので、許可します。総務部長。

○総務部長（大越 宏） おはようございます。

貴重なお時間をお借りし、4月1日付の人事異動に部長格に異動がございましたので、ご紹介を申し上げます。

前教育次長の千種 肇氏の後任として、教育次長に前飯田川窓口センター長の山平 東が異動となっておりますので、ご紹介を申し上げます。

○教育次長（山平 東） 山平です。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第2回潟上市議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番澤井 昭二郎議員および6番藤原幸雄議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、去る6月12日議会運営委員会において審査の結果、本日14日から23日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から23日までの10日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長から報告を行います。5番。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、5月9日に委員、正副議長、5月30日に委員、正副議長、6月12日に委員、正副議長、当局からの説明員として市長、総務部長、企画部長の出席のもとに開催しております。

はじめに、議会運営全般についてご報告致します。

会派の取り扱いですが、5月25日現在、7会派、19名の議員より会派結成届が提出されております。

議会運営委員会では、「19名の議員より会派結成届が提出されていることは、議会の運営を効率的かつ円滑に進める上で会派制は必要である」という共通認識が大多数の議員にあると判断し、「会派制を導入する」とことと致しました。本会期中に会派の代表者による会議を予定し、引き続き具体的な内容について調査し、会派の代表者と協議し、運用していく予定としております。

なお、最後日において、議会運営委員会委員の発議により「潟上市議会会派規程」を発議する予定となっておりますので、宜しくお願い致します。

議会の活性化について申し上げます。

議会運営委員会では、「市議会議員として活動していく上で、年4回の定例会等での議案のチェック機能だけではなく、拡大・多様化する行政の中で、議員として、議会として、独自のものを提案していくなど、政策提言をしていく時代に入ってきている。そのため、これからは閉会中も具体的な事項を取り上げ、能動調査・研究を行い、議員、議会全体の資質のアップをしていく必要がある。まずは、各常任委員会において、地方自治法第109条6項（閉会中の審査・調査）の部分において具体的なものを見出し、活動をしていくという方向で各議員において検討していただく。」という意見をまとめ、各常任委員会の正副委員長に協議をお願いし、ご理解・賛同をいただいております。

議員各位におかれましても、趣旨をご理解の上、常任委員会における調査・研究についての検討をいただければと思いますので、宜しくお願い申し上げます。

次に、クールビズへの対応についてですが、既にご連絡しておりますが、本議会は昨年引き続きクールビズに対応してまいります。

男女共同参画社会の宣言についてですが、本市は今年の3月に「男女共同参画条例」を制定したところであります。条例の趣旨にそって「男女共同参画かたがみ宣言」につ

いて各常任委員長を発議者として最終日に発議する予定としておりますので、宜しくお願い致します。

以上が議会運営全般についての確認事項の報告であります。

次に、本6月定例会における事項についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第1号、2号、承認第4号、5号、6号は本会議にて、議案第59号、60号は社会厚生常任委員会へ付託、議案第61号、62号は産業建設常任委員会へ付託、議案第63号、64号、65号、66号は本会議にて、議案第67号は各所管の常任委員会へ付託、議案第68号、69号は産業建設常任委員会へ付託、同意第2号、3号、4号、5号は本会議にて、陳情については各所管の常任委員会へ付託という区分で審議することと致します。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については7名の通告者がありました。議会運営委員会で質問の順番について抽選を行った結果、16日の1番めに16番菅原久和議員、2番めに15番伊藤栄悦議員、3番めに9番佐藤義久議員、4番めに8番小林 悟議員、19日の1番めに17番中川光博議員、2番めに11番藤原典男議員、3番めに19番大谷貞廣議員と決定致しましたので、宜しくお願い致します。

以上申し述べて議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、市長より行政報告がありますので、これを許します。市長。

○市長（石川光男） 皆さんおはようございます。傍聴の皆さんも大変御苦労さまでございました。

本日ここに、平成18年第2回定例会を開会致しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、3月定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、潟上市総合発展計画基本構想（案）について申し上げます。

潟上市総合発展計画基本構想（案）は、平成18年度から平成27年度までの10年間の市政運営の総合的な指針となるものであり、本市の将来像を「生き生きかたがみの夢づくり 一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市」とし、「水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり」など6つの基本目標と16の政策および「計画の推進に向けて」の取り組むべき方向性を明らかにしているものであります。

現在、国と地方財政の三位一体改革に絡んで地方交付税の大幅削減も取りざたされております。このような状況下の中で財政的には見通しが極めて難しい状況にありますが、ハード、ソフトにわたる種々事業の実施については、財政状況や費用対効果等を勘案し、ローリングしながら推進していくものであります。

5月23日開催の5回めの総合発展計画検討委員会では、各委員の意見、提言等を取りまとめるとともに、まちづくりの基本理念などを確認し合いました。

潟上市として初の総合発展計画（案）が市民の方々の意見、提言等を反映した、市民による手づくり計画としてまとめられたことは大変意義深いものがあり、本計画の検討委員会委員長の佐々木吉和氏（元・新市建設計画検討委員会委員長）をはじめとする各委員には、大変真摯な協議検討をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

本定例会に総合発展計画基本構想（案）を上程しておりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

次に、自治会長会議について申し上げます。

行政と自治会等の団体がともに手を携えて、より住みよいまちづくりを進めていくことを目的に、去る5月16日から17日にかけて3地区それぞれに自治会長会議を開催致しました。

本会議では、平成18年度自治会活動の方向性などを確認し合い、各自治会から出されております216件の地域要望や提言等について意見交換しました。今冬の豪雪にかかわる除排雪経費や復旧費が市財政に大打撃を与えていることや、各自治会の地域要望を満たすことができないこと、財政改革が必至の状況にある市の財政等について、重ねて理解を求めたところであります。

次に、男女共同参画推進計画について申し上げます。

本年3月、全県の市町村に先駆けて、潟上市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画推進計画「ハートフルプランかたがみ」を策定し、スタートしております。本年度は、各分野にわたりその具体的な実践を進めてまいると同時に、市民を対象とした研

修会等を開催し、市民の男女共同参画意識の高揚に努めてまいりたいと存じます。

次に、行政改革について申し上げます。

国の新地方行財政改革指針（平成17年度から平成21年度）に基づいて「潟上市行政改革大綱」を策定致しました。

この中で集中改革プランでは、集会施設の管理のあり方や補助金の適正化、職員の定員管理のあり方等の方向性を示し、具体の行政改革に取り組むこととしております。

また、職員適正化計画では、平成21年までに市の職員数を17年度比6.4%、22人削減する計画となっています。

次に、防災行政無線の整備について申し上げます。

天王地区には防災行政無線、飯田川地区には有線放送電話施設があることから、情報伝達手段の空白地域であります昭和地域に設置することを主体に基本設計を作成し、東北総合通信局のヒアリングを受けましたところ、有線放送電話の機能については十分理解できるが、台風などの天災に対し有線の弱点である断線によって情報伝達手段が途切れる恐れがある。そのため昭和地区のみならず飯田川地区も含めた防災行政無線を設置するよう強く指導されました。県からもこの機会に潟上市全域に防災行政無線を設置することが望ましいとの指導があり、飯田川地区にも屋外受信拡声装置を設置することと致しました。

設置工事の概略としましては、天王庁舎に設置されている現設備を親局とし、固定系遠隔制御設備を昭和庁舎・飯田川庁舎・湖東地区消防本部の3か所に設置し、専用線を設けて親局の無線設備を制御し共用することによって、全市において各種の情報の収集や伝達を可能とするものであります。

また、屋外受信拡声装置を30基（昭和地区24基・飯田川地区6基）、固定系個別受信機45個などを設置する計画であります。これらに要する費用につきましては補正予算に計上致しております。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計におきましては、保険給付費であります医療費が年々伸び続け、繰越金を充当しながら収支のバランスを図ってまいりました。しかし、国では国民皆保険を将来にわたり持続可能なものとしていくために「医療制度改革」を推進しております。この制度改革により平成18年度の診療報酬については幾分下がる傾向にあります。これらの状況を踏まえ、国民健康保険運営協議会とも検討を重ねた結果、応能割

合と応益割合のバランスをとりながら資産配分の税率を徐々に引き下げ、所得割等の税率を改正して国保財政の安定化を図ることと致しました。

合併協議会では不均一課税を3年間で調整し、資産割を廃止した3方式で税率の統一を図ることを確認しておりますが、被保険者の国保税の負担増を配慮しながら激変緩和措置として、もとより合併協議会の確認事項は大変重いものと受け止めておりますが、資産割の廃止と税率の統一を合併特例法の最大期間であります5年間で対応することも必要であると考えております。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに稲作の状況につきましては、降雨による耕起作業の遅延と、育苗期の低温による苗の生育が懸念されましたが、耕起作業については、軟弱な圃場をおした作業となり、育苗については、一部生育不良が散見されたものの、その後の好天により支障なく推移致しました。田植えの盛期は5月14日ごろでしたが、今後は、初期の生育を確保する上で、適正な水管理の実施のほか、いもち病などの発生を防ぐため、余り苗の早期処分や適期防除を呼びかけ、良質米の安定生産の基礎となる肥培管理を徹底してまいりたいと存じます。

平成19年度から導入される「品目横断的経営安定対策」にかかわる担い手の確保育成に向けた話し合いについてであります。新年度に入りましても市内の各集落で話し合いが持たれております。中には数回の協議を重ね、集落営農の取り組みを開始するグループもあり、今後とも関係農業団体とともに育成に努めてまいります。また、天王地区のように認定農業者を中心とした担い手への取り組みについても、これまで培ってきた大豆の団地化を基本とした生産構造に理解を求め、支援に努めてまいりたいと存じます。

米の生産目標に向けた取り組みについてであります。今年産の生産目標数量は1万2,272トンが配分されております。これによる実質の転作面積は995ヘクタールとなり、助成要件に基づく大豆転作団地の面積は554ヘクタールで、55.7%の団地化率となる見込みであります。今後は、農家より提出された生産調整実施計画書に基づく現地確認により面積等を集計してまいりたいと存じます。

果樹についてであります。和梨の主力品種「幸水」は、低温により平年よりやや遅い5月11日の開花盛期となっております。一昨年台風による塩害の影響も徐々に解消され、目標の着果量は確保される見込みであります。今後は、秋の収穫に向けて防除の

徹底等により結実の促進に努めてまいります。

また、花卉の輪菊については、定植後の低温等により生育が若干遅れ気味であります。今後は適期・適量出荷に努めるとともに、病虫害の徹底防除を実施するよう指導に努めてまいります。

次に、17年度豪雪に伴う、農地・農業施設等の被害対策について申し上げます。

昨年度はかつて経験したことのない豪雪により、市内の花卉、および野菜栽培農家のパイプハウス等を中心に大きな被害を受けております。特にこれらハウスは、これまで農家が施設の整備を図り、花卉・野菜の栽培に取り組み、稲作・大豆以外の多様な農産物の生産により農業の複合化経営を展開してきたものであります。潟上市地域水田農業ビジョンでは、平成22年度における目標数値として、花卉の場合50戸、800アール、約2億3,000万円の出荷額を目指しております。今後の潟上市農業にとりましても、施設の再生は必須でありますので、このたび、ハウス等再生必要額の3分の1を直接助成する支援費を補正予算に計上しております。なお、再生にあたっては、被害農家の経営等を考慮し、各農家の再生計画に基づき18年度と19年度にわたる支援措置として計画しております。

また、豪雪に伴う融雪災害についてであります。融雪期を迎え、市内各所で山林の倒木や地滑り等が発生し、農地ならびに農業施設にも被害を受けております。中でも直接農作業に支障を来している昭和山田地区「滝の沢堤」に倒木した杉等の撤去と、飯田川金山地区「平の沢地内」の土砂崩れにより圃場および水路を埋没させた土砂、約80m³の撤去に要する費用を補正予算に計上しております。

次に、航空防除についてであります。昨年は昭和・飯田川地域で、カメムシによる米の1等米比率が大きく低下する被害を受けました。このような実態を踏まえ対策を検討してまいりましたが、これまでそれぞれの防除協議会で実施してきた防除を、今年度から組織を統合し、「昭和飯田川地域病虫害防除協議会」として防除にあたることと致しました。また、天王地区防除対策委員会で採用している薬効期間の長い薬剤に切り替えることなどのほか、無人ヘリを導入したきめ細かな防除と、害虫発生の温床である畦畔、農道、水路等の除草を徹底することに致しております。

次に、種苗交換会について申し上げます。

去る5月17日に、11月に開催される種苗交換会を円滑に推進することを目的とした「潟上市協賛会」を設立致し、本格的に始動致しました。今後は、協賛会で承認された

事業の実施にあたり、議会からも宜しくご指導、ご協力をお願いするものであります。

次に、新たな昭和工業団地への企業の誘致状況と企業誘致を促進するための措置について申し上げます。

今年度、新たに「秋田秋印運輸株式会社」が今年秋の操業を目指して、現在、昭和工業団地内に倉庫を建設中であります。この立地によって同団地では8社が操業致すこととなります。また、潟上市工場設置奨励条例の一部を改正し、これまで、製造業を営む事業所の工場のみを奨励措置の支援対象としていたものを、情報通信業、運輸業、卸売・小売業およびサービス業を加え、対象企業となる範囲を拡充し、誘致企業の促進を図るものであります。

次に、教育関係について申し上げます。

先月、藤里町で児童が殺害された事件や広島市、栃木県今市市での事件を受けて、市内各校においても、児童生徒の安全を地域で守ろうと「子どもを守る会」やスクールガードが強化され進めてきたところであります。今年度に入り、さらに市内7校の小学校に約850人の地域や保護者の方々が立ち上がり、学校、関係機関等とともに、見回り強化に努めていただいているところであります。深く感謝申し上げます。このたび、その方々のボランティア保険や腕章等の費用の不足分を補正予算に計上致しております。

また、追分小学校体育館大規模改修および増築工事費、豊川小学校改築基本設計委託料を補正予算に計上致しております。

次に、国体関連について申し上げます。

秋田わか杉国体開催まで472日となりました。市民の国体への関心を高める一考として、市開催競技の「合言葉」と「民泊愛称」のキャッチコピーを募集致しました。その応募作品の中から最優秀賞として、「合言葉」には“かたがみに 汗と笑顔と感動を!”、また、「民泊愛称」には“民泊かたがみ 心ときめくおもてなし”が選定されました。それら採用作品をポスターやプログラム等に広く活用し、国体をより身近に感じていただければと存じます。

次に、平成17年度各会計の決算につきまして、現在計数整理中ではありますが、その概要について申し上げます。

一般会計につきましては、歳入歳出決算見込額132億9,115万4,000円、歳出決算見込額128億7,882万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源1,116万円を差し引いた実質収支額は4億117万円となっております。

主な特別会計の実質収支額は、国民健康保険事業特別会計では1億2,157万6,000円、介護保険事業特別会計では5,669万2,000円、下水道事業特別会計では1,993万8,000円となっており、そのほかの特別会計におきましても実質収支額は黒字となっておりますが、老人保健特別会計では3,687万8,000円の歳入不足となったため、平成18年度会計より同額を繰上充用して対応しております。

また、水道事業会計では994万5,000円の純利益となっております。

以上が平成17年度各会計の決算概要であります。

また、本定例会には、平成17年度潟上市一般会計予算ならびに平成17年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についての報告2件、潟上市市税条例の一部改正条例ほか3件の専決処分の報告、議案として潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例（案）、潟上市国民健康保険税条例の一部改正条例（案）、潟上市工場設置奨励条例の一部改正条例（案）、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部改正条例（案）、潟上市総合発展計画基本構想（案）、潟上市クリーンセンター排ガス冷却塔及び空気予熱機等更新工事請負契約の締結、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少、平成18年度一般会計、合併処理浄化槽事業特別会計および水道事業会計補正予算（案）についての11件、人事案件として助役の選任について、教育委員会委員の任命について、ならびに人権擁護委員候補者2名の推薦について上程しております。

以上、行政報告ならびに今定例会に上程しております議案でありますので、適正なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げまして、行政報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで市長の施政方針説明を終わります。

【日程第5、報告第1号 平成17年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（藤原幸作） 日程第5、報告第1号、平成17年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました報告第1号についてご説明致します。

この報告第1号につきましては、平成17年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてでございまして、平成17年度潟上市一般会計予算の繰越明許費は、別紙の

とおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男でございます。

次のページをご覧ください。2ページでございます。

平成17年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書のうち、8款土木費2項道路橋梁費の事業名として、追分西地区道路改良工事、これについては翌年繰越額が1,039万5,000円でございます。これは全額は財源内訳の記載されておりますとおり、一般財源でございます。

2点めが、街路下線道路改良工事、翌年度繰越額が3,570万円でございます。財源内訳と致しましては、国県支出金、地方債、一般財源で財源を構成されております。

この2点については、平成18年3月24日に市議会で繰越明許費として補正予算の中で金額を議決いただきまして繰り越したものでございます。

それで、この繰り越した理由と致しましては、豪雪の影響により平成17年度内に経費の支出が終わらない見込みであるということから、繰越明許費として3月の定例議会で繰越したという内容で、その額と同額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これから報告第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから報告第1号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） ご異議なしと認めます。したがって、報告第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第6、報告第2号 平成17年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（藤原幸作） 日程第6、報告第2号、平成17年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

報告第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鏡 利行） ただいま上程されました報告第2号についてご説明致します。

報告第2号につきましては、平成17年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成17年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男でございます。

続きまして4ページをお願い致します。

平成17年度の潟上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございますが、1款総務費1項総務管理費、事業名と致しましては秋田湾雄物川流域下水道事業でございます。翌年度繰越額が1,309万3,000円でございます。地方債と一般財源の内訳となっております。これにつきましては、先ほど報告致しました事案と同様でございます。平成18年3月24日の市議会で繰越明許費として議決いただいた金額と同額を繰り越したという報告でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これより報告第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより報告第2号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、報告第2号は原案のとおり可決されました。

【日程第7、承認第3号 専決処分の承認について（潟上市税条例の一部を改正する条例）】

○議長（藤原幸作） 日程第7、承認第3号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 承認第3号の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

次のページですが、専決処分書、潟上市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

平成18年3月31日 潟上市長 石川光男

潟上市市税条例の一部を改正する条例でございますが、30ページまで改正条項が記されておりますけれども、ポイントをご説明申し上げます。

平成18年度改正においては、国、地方の三位一体改革の一環として補助金改革と合わせ所得税法及び地方税法の改正による恒久措置により、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行うための地方税法等の一部改正により、市税条例の一部を改正するものでございます。

平成18年度から適用となる主なものは、第24条2項の個人市民税均等割の非課税で、控除対象配偶者、または扶養親族を有する場合の加算額17万6,000円が16万8,000円に8,000円減額となります。これにより新たに均等割が課税される方は約8名程度でございます。

次に、第91条のたばこ税の税率でございますが、1,000本あたり2,977円から3,298円に引き上げされまして、321円の増額。旧3級品、いわゆる、わかば、エコー、しんせいとか、そういうクラスですが、それについては1,000本あたり1,412円から1,564円に引き上げられまして、152円の増額となります。これによる影響額は約1,300万円の見込んでおります。

次に、平成19年度から適用となる主なものは、第33条の3所得割の税率でございますが、これまで3段階に区分されていた税率を一律6%とするものでございます。所得割の税率については、今まで200万円以下が3%、700万円以下が8%、700万円を超えた場合は10%とこうなっておりましたけれども、新税率ではこれを一律6%にするというものでございます。これによる影響額は大体3億円程度が見込まれております。

平成20年度から適用となる主なものは、これまでの損害保険料控除を改めまして地震保険料控除が創設されております。

説明は以上でございます。

○議長（藤原幸作） これより承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番。

○11番（藤原典男） 先ほど24条第2項中、「17万6,000円を加算した」を「16万8,000円を加算した」に改めるということでしたけれども、8名分で1,300万円、このことと、この条例も全部含めて新たな市民負担の税額はどのぐらいになるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 総務部長。

○総務部長（大越 宏） 藤原典男議員にお答えを申し上げます。

先ほど8名程度といったことは事実ですが、1,300万円という数字は言っておりません。これによる影響額は約2万4,000円くらいということでございます。

それから、たばこ税については1,300万円程度。それから所得税の税率については約3億円が見込まれていると、こういうことでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第3号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議がありますので、起立によって採決致します。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。よって、原案のとおり承認されました。

【日程第8、承認第4号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）】

○議長（藤原幸作） 日程第8、承認第4号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 承認第4号について、ご説明を申し上げます。専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

32ページですが、専決処分書、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成18年3月31日 潟上市長 石川光男

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、これも平成16年度税制改正における年金課税の見直しが今年度から実施されることに伴いまして、国民健康保険税の負担が増加する被保険者について急激な負担を緩和し、段階的に本来負担すべき保険税に移行するための地方税法施行令の一部改正により、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

1つめは、介護納付金課税限度額が8万円から9万円に引き上げられます。これによりまして、平成17年度当初で限度額を超える46所帯から平成18年度では現在の試算で約36所帯と見込んでおります。10所帯の減となる見込みでございます。

2つめは、税負担が増加する高齢者に配慮するための特例措置として、国保税の減額判定所得額、いわゆる7割・5割・3割軽減の判定する所得額の改正ということで、平成18年度の公的年金所得額から28万円を控除した額となり、平成19年度からは公的年金所得額から22万円を控除した額とする。また、所得割額の算定にかかわる総所得金額を、平成18年度の公的年金所得額から13万円を控除した額になり、平成19年度は公的年金所得額から7万円を控除した額とするものでございます。これらは、いずれも平成16年中に65歳に達していた方に限るというものでございます。

この特例措置による影響所帯等を把握するのは、その所帯の状況によって非常に困難でございますけれども、平成17年度当初と平成18年度の試算結果と比較しますと、7割軽減が71所帯ぐらいの増、軽減額が286万円、5割軽減で13所帯の増で、軽減額が105万円、2割軽減で42所帯の増となって、軽減額が80万円ぐらいの増となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これより承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第4号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議ありの声がありますので、起立によって採決致します。

原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立多数。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

【日程第9、承認第5号 専決処分の承認について】

○議長(藤原幸作) 日程第9、承認第5号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。企画部長。

○企画部長(鑑 利行) ただいま上程されました承認第5号についてご説明致します。

この承認第5号につきましては専決処分の承認についてでございます、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

38ページをお開き願いたいと思います。

専決処分書でございます。平成17年度潟上市一般会計補正予算(第9号)を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成18年3月31日 潟上市長 石川光男でございます。

お手元に、別冊で平成17年度潟上市一般会計補正予算書(第9号)という補正予算が配付されてあると思いますが、それに基づいて簡単にご説明申し上げたいと思います。

1ページでございますが、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,927万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億9,878万5,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算書の5ページをお願い致します。

補正予算(第9号)の歳入でございますが、9款の地方交付税1目の地方交付税を1億3,567万9,000円追加してございます。補正後については、地方交付税の総額として59億9,900万6,000円となります。内訳と致しましては説明の欄に記載されているとおりでございますが、交付実績に基づいて普通交付税を1,256万1,000円、特別交付税を1億2,311万8,000円それぞれ追加してございます。

13款の国庫支出金4目の土木費国庫補助金1億1,000万円、これにつきましては、臨

時市町村道除雪事業費の補助金でございます。補助率は2分の1でございます。最終的には除雪事業費の国庫補助金としては、補助実績が1億1,750万円となります。

20款の市債でございます。1目の農林水産業債につきましても、このたび360万円追加してございます。これにつきましては説明の欄に記載されているとおりでございます。調整分が追加されることになったためでございます。

続きまして6ページでございます。

歳出でございますが、2款総務費16目の基金費、補正額が2億4,927万9,000円でございます。これにつきましては、財政調整基金の積立金でございます。

以下の6款・8款の補正につきましては、特定財源と一般財源を入れ換えたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これより承認第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第5号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

【日程第10、承認第6号 専決処分の承認について（平成18年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号））】

○議長（藤原幸作） 日程第10、承認第6号、専決処分の承認についてを議題とします。
議案の朗読を省略します。

承認第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました承認第6号についてご説明致します。

この承認第6号につきましては、専決処分の承認についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男でございます。

続きまして40ページお開き願いたいと思います。

専決処分書でございます。平成18年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成18年4月17日 潟上市長 石川光男でございます。

お手元に配付してあります、平成18年度潟上市老人保健特別会計補正予算書（第1号）の1ページお開き願いたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,687万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億3,780万9,000円とするものでございます。これにつきましては、先ほど市長の行政報告の中もございましたけれども、平成17年度の潟上市老人保健特別会計の予算については単年度赤字になるということございまして、地方自治法の施行令で166条の2項で単年度の場合は赤字を出すことは許されておられません。したがって、その赤字を補てんする分として18年度から繰上充用するということとなります。このたび繰上充用する金額については、ただいま第1条で申し上げました3,687万8,000円を繰上充用するという内容のものでございますので、宜しくお願い申し上げます。

その内容については、最後の5ページに歳出がございしますが、4款前年度繰上充用金金1目の前年度繰上充用金、補正前の額は当然ゼロでございます。補正額と致しまして、ただいま申し上げた金額でございます。内訳は国県支出金が1,580万9,000円、その他が2,106万9,000円でございます。一般財源はございません。その他の2,106万9,000円につきましては、これは財源的なものについての説明でございますが、国庫と、それから支払基金、県、これらを合わせたものでございますので、どうか宜しくお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これより承認第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番。

○2番（戸田俊樹） ただいま説明されましたけれども、166条の2項で赤字は許されないということで、合併の初年度に許されない赤字を次年度の分をあてなきゃいけないと。そうするとこの積算をしている段階で、どういう原因でもってこういう赤字を計上せざるを得なかったのか。これはですね、専決処分するという方法よりないかもしれないけれども、その原因究明等についてももう少しつまびらかに私どもに説明する

方がいいのではないかとということで、ちょっと質問させていただきます。

○議長（藤原幸作） 市民課長。

○市民課長兼飯田川庁舎総合窓口センター長（宮田隆悦） 戸田議員さんにお答え致します。

先ほどお話ありました繰上金の充用でございますが、これにつきましては先ほども説明してありまして、166条の2項でございますが、翌年度の歳入を繰上するということでございまして、老人保健会計の場合につきましては、精算した段階で翌年度から繰り入れするということでございますので、今回は支出収入総額の98%ほどが交付になっているということでございまして、精算によりましてこの後2%が18年度の方に入ってくるということでございますので、ひとつ宜しくお願いします。

以上です。

○議長（藤原幸作） 2番。

○2番（戸田俊樹） よくわかりませんが、次年度からいただくことができるのだということで、それよりないということなのでしょうけれども、その原因は何だかということをお聞きしたわけです。例えば、お年寄りの方が豪雪のために健康を害した方が多くて、いろんな意味で経費がかかったということなのか、我が潟上市も人口は2人ほど増えたとかいろいろプラスの傾向にあるということで、それはめでたいことなのでしょうけれども、実態論としてどういう原因があったかということをお聞きしたわけです。その2%分を次年度からいただくことは許されるということをお聞いたのではないです。

○議長（藤原幸作） 市民課長。

○市民課長兼飯田川庁舎総合窓口センター長（宮田隆悦） ご説明致します。

老人保健の方の場合は、あくまでも精算額翌年度ということでございまして、今回ははっきり言いますと医療費の方が伸びているということが一つの原因でございますが、その分についての概算交付金が不足したということでございますので、その部分の方が18年度に入ってくるということでございますので、ひとつ宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第6号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

【日程第11、議案第59号 潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第11、議案第59号、潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第59号について、当局より大綱説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（門間鋼悦） それでは、41ページを開いてください。

議案第59号、潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例（案）について説明致します。

潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例を次のように制定するものとする。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条の規定により審査会を設置し、同法第16条第1項の規定に基づき委員の定数を定める必要があるため、関係条例を制定するものであります。

続いて42ページを開いてください。

潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例（案）の大綱について説明致します。趣旨からはじめまして第3条の簡単な条例でありますけれども、この条例の大綱について説明を致します。

本条例案の第1条は趣旨でありまして、障害者自立支援法第15条に障害者程度区分及び支給費用決定に関する業務を行わせるため、市町村に介護給付費等の支給に関する審査会を置く規定とされていることから、潟上市障害者自立支援法に関する審査会を設置して必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、審査会の委員の定数を規定し、5人以内とすることとしております。これは障害者自立支援法施行令第4条で、市町村審査会の委員の定数に係る基準は当該市町村審査会に概ね5人の委員によって構成される合議体を必要な数設置することができる人数とすることと規定されているためであります。

第3条は、不足員の委任事項であります。

附則の第1項は、施行期日で平成18年7月1日から施行することとしております。

附則の第2項は、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、別表の民生委員会委員推薦会委員の項の次に、障害認定審査会委員の日額2万円を加えることとしております。これは、今現在、潟上市南秋田郡介護認定審査会の報酬が日額2万円を支給しているということから、同額とするものであります。

以上で条例の大綱について説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第59号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第59号については、社会厚生委員会に付託します。

【日程第12、議案第60号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第12、議案第60号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第60号について、当局より大綱説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） おはようございます。

議案第60号についてご説明申し上げます。

本案は、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、国民健康保険税について、医療費の動向および所得の状況等を勘案しながら税率の均一化を図るため段階的に調整することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

この条例案につきましては、国保税を段階的に調整し、税率の均一化を図るため、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、賦課方式の是正、賦課割合の是正でございます。その中で将来に向けて大きく改正しようということは、資産割の廃止をすることでございます。

それでは、具体的な改正部分について説明を致したいと思います。参考資料の52ページをお願い致します。

まず、医療分の所得割についてでございますが、天王地区は11%から11.1%に、昭和地区は8.5%から9%に、飯田川地区が7%から8%になります。

次に資産割でございますが、天王地区は40%から35%、それから昭和地区は20%から15%、飯田川地区が35%から16%になります。

次に均等割でございますが、天王地区は2万6,000円の据え置き、昭和地区は2万500円から2万2,000円に、飯田川地区が2万3,000円から2万4,000円になります。

次に平等割でございますけれども、天王地区は3万5,000円の据え置き、昭和地区は3万5,500円から3万5,000円に、それから飯田川地区が3万円から3万1,000円になります。

次に介護分の所得割についてでございますが、天王地区は1.25%から1.35%、昭和地区は0.9%から1.1%、飯田川地区が0.8%から1.0%になります。

次に資産割でございますけれども、天王地区は4.9%から4%、昭和地区は5%から4%、飯田川地区が6.4%から5.5%になります。

医療分について以上の改正案で試算してございますけれども、平成17年度当初の1世帯あたりの調定額と比較しますと、天王地区で3,208円の減、昭和地区では366円の減、飯田川地区で2,590円の減となります。これは、あくまでも1世帯あたりの平均でございます。平均で17年度との比較ですから必ずしも全世帯が減額になるということではございません。合併協議会では、平成20年度に税率を統一することについて確認してございますけれども、国保運営協議会での今回の税率改正について協議していただいたところ、激変緩和措置と致しまして不均一課税の統一を5年間とされるよう要望されております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第60号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 1つめは、今年度分についての今提案されましたけれども、今年

度分についての提案の基本的な考え方は、どういうことでこうしたのかということ。

それから、最終的な額についてはもう回答というか、こうしたいというものがあるのか。それに向けて単年度ごとに、来年度はこう提案していくとか、そういうものがもしあればですね、あるかないかということで結構ですので考え方を聞きたいと思います。

それから、最終的には交付税やはり高いということで安くしていただきたいという声が多々ありますけれども、もう今の負担からもう少し少なくしていくということで改正していく考え方はあるのか、そこら辺もお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） お答え致します。

今年度の試算根拠ということでございますけれども、あくまでも激変緩和策ということで安く最初は抑えたいと。ただ、今後の動向と致しまして、医療費が増えてくればまた新たに考えなければいけないということになりますけれども、現況のままではそんなに高騰するのではないのではないかとちょっと考えてございます。

それから安くできないかということでございますけれども、これも今後の医療費の伸び等を考慮しながら検討してまいりたい、このように考えております。

最終目標というか最終年度ということでしょうか。一応、合併協議会では3年ということで決定してございますけれども、それは非常に重くみるということで市長も答弁してございますが、こういったかなり急激な税率の改正となりますと非常に住民の負担が大きいということで、一応5年間を目処にしたいという考えでございます。一応要望として私どもは検討してございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 今お答え願いましたけれども、ちょっと私の聞きたいこととかみ合っていないような感じがしましたけれども、今年度分についての基本的な提案の考え方、それを聞いたかったのです。あとは、最終的な案があって、それに向けて単年度ごとにつくっていく考え方なのかどうかというところも聞いたかったわけです。

○議長（藤原幸作） 市民課長。

○市民課長（宮田隆悦） 藤原議員にお答え致します。

今年度の考え方でございますが、あくまでも16年度、17年度の医療費の状況を見まし

て今年度を試算致しております。そして先ほどもお話がありましたように診療報酬の改定がございまして、それによりますと大体3.2%ほどの減額になるのではないかなどいうことを加味致しまして今年度は決定致しております。

医療費につきましては非常に大きな動きがございまして、この後もそれを見ながら検討していきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

以上です。

○議長（藤原幸作） 2番。

○2番（戸田俊樹） 税金の条例を変えるわけですがけれども、激変緩和策だということで5年間、スパンとしては少し長いのではないかなど。国もいろいろこの辺の社会保障関係の医療関係についても医療費を安くあげようということと負担少し多くするという考えはあるんですけれども、そうするとこの我が潟上市の基本構想ならびに具体的なそういうものと整合性について若干ご説明いただきたいこう思います。

○議長（藤原幸作） 2番戸田議員は社会厚生委員会所属ですので委員会にて審議願います。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 例えば具体的にいいますと、飯田川地区は資産割をぐっと低くしていたり、それから天王地区はちょっと所得割を上げたり、そういうところをどういう考え方のもとにやったのかという具体的なことを聞きたかったわけなのですよ。今年度についてはこういうふうにして調整していくとか、そういうことなんですね。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 今、11番のご質問にお答えしますが、これはあくまでも我々の考え方と、先ほど冒頭の行政報告でも述べておりますが、国保の運営協議会にかけた。国保の運営協議会で激変緩和策として5年間の要望されたと。これまた行政報告にも加えておりますが、合併協議会の確認というのは、もともと重いものだとう認識しておりますので、これらを勘案しながら国保の医療費の増というものを勘案しながら、この激変緩和策をとらなければ、要するに保険者の負担、激変が困るであろうというようなことで今のような案を提案しているところでございます。

○議長（藤原幸作） 11番については3回でございまして、これをもって終了させていただきます。

なお、2番戸田議員のご発言でございまして、申し合わせ事項によりまして社会厚生

常任委員会に所属しておりますので、そこで十分審査していただきたいと思いますので、常任委員会の方で付託する事項でございますので宜しくお願いします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） これで質疑を終わります。

議案第60号については、社会厚生委員会に付託します。

【日程第13、議案第61号 潟上市工場設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第13、議案第61号、潟上市工場設置奨励条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第61号について、当局より大綱説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 議案第61号、潟上市工場設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市工場設置奨励条例の一部を次のように改正するものとする。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 奨励措置の対象企業と業種の幅を拡充し、企業誘致を促進するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

まず、この条例でございますけれども、県工業団地、いわゆる昭和工業団地にかかわる一定の投下固定資産5,000万円以上、新設が5,000万円以上、3,000万円以上の増設、新たに雇用した常時雇用者の数が10人以上の新設、5人以上の増設を満たすことを対象条件に固定資産税の課税免除および雇用奨励金を交付しているものでございます。

このたび製造業、工場等と今改めておりますけれども、今回拡充した業種でございますけれども、まず1つに情報サービス業、それから運輸業のうち道路貨物運送業、それから倉庫業および運輸に附帯するサービス業の中の梱包業、それから3番めでございますが、卸売・小売業のうちの卸売業の方を追加してございます。それから4つめでございますけれども、サービス業のうちデザイン、それから機械設計業の中の機械設計業、それから学術開発研究機関の中の自然科学研究所、廃棄物処理場の中の産業廃棄物処理業、ただ収集運搬業は除いてございます。機械修理業の中の機械修理業および電気機器修理業、それから物品賃貸料の中の産業用機械器具賃貸料、建設機械の器具は除いてご

ございます。その他のサービス業の中の商品検査業ということで、このたび業種を拡充してございます。なお、製造業に関しては改正前と同様、全部対象となります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これから議案第61号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。4番。

○4番（成田 進） この条例は7月1日から施行ということになっておるわけですが、工場を工場等ということで製造業のみならず幅広い分野の企業を誘致することは理解できるわけですが、今般誘致を予定しております秋印運輸株式会社、倉庫を建設中ということでございますけれども、これは施行との関連性からしてどのように理解すればよろしいのか、ご説明を願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 説明致します。

この昭和工業団地でございますけれども、これは県の工業団地でございます。それで、我々この話、誘致の話がございました時点で、本来うちの方の条例には「工場」とうたってございますけれども、県の方とよく協議したら運送業・倉庫業もこのたび拡充して、これからの、今の経済情勢では工業団地を早く埋めることが先決ではないかということで、県の方にもお願いして認めてもらったと。県の方で特別規定ということはございませんけれども、このたびうちの方で認めるという感じで拡充して企業誘致にあたりたいということで、これはあくまでも建設中でございますけれども、ただこれ完成をもって投下資本の申請もございますので、奨励金なりそういう固定資産の減免申請が出たときに判断したいと思いますので、どうか宜しくご理解願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第61号については、産業建設委員会に付託します。

【日程第14、議案第62号 潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第14、議案第62号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第62号について、当局より大綱説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 議案第62号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、岩盤浴ベッドの導入等により、同施設の利用率の向上を図るため、条例の関係部分を改正するものでございますけれども、この条例に規約というか右の方に利用料等書いてございますけれども、この条例は3月の開会の第1回定例会で天王温泉くららにラジウム鉱石と岩盤浴ベッドを導入する予算682万5,000円をお願いして、このたび運用にあたって利用料の一部を改正し、また、新たな利用料を設定するものでございます。

まず、現行のリラックスルームを洋室に名称変更して料金を設定するものです。それから、現在、同ルームは会議室として使用が主で、利用者が多目的に使用できる洋室として利便性の向上を図るものでございます。料金は、和室のB区分と同様に2時間2,000円、延長1時間につき1,000円増し。これは、休憩、大広間と同等のものでございます。

一方、岩盤浴ベッドについてでございますけれども、1回の使用時間を50分として800円の使用料とするものでございます。ちなみに岩盤浴ベッドを使用している他の施設の料金と比較すると、入浴料金を含めた料金は他の施設の場合、1,100円程度から1,400円で、くららの場合は1,200円ぐらいに相当するということになります。そのちょうど中間に値すると。なお、すべての料金は上限限度として設定するものであります。

詳細について、また後で委員会の方で説明致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第62号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第62号については、産業建設委員会に付託します。

【日程第15、議案第63号 潟上市総合発展計画基本構想（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第15、議案第63号、潟上市総合発展計画基本構想（案）につい

てを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第63号について、当局より説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました議案第63号についてご説明致します。

この議案につきましては、潟上市総合発展計画基本構想（案）についてでございます。

地方自治法第2条第4項の規定により、別冊の潟上市総合発展計画基本構想（案）について、議会の議決を求めるものでございます。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男でございます。

この別冊については、去る6月5日の議会全員協議会の席上において配付した資料でございます。それで、その議案第63号の提案理由の概要をご説明申し上げたいと思いません。

ただいま申し上げましたとおり、この議案につきましては地方自治法第2条第4項の規定により、市町村はその事務を処理するにあたっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないというものでございます。

本基本構想（案）については、平成27年度までの10年間のまちづくりの基本的方向を示し、市民の英知を結集し、本市の持つ個性や資源にさらに磨きをかけながら、夢と希望に満ちた新しい時代にふさわしいまちづくりを進めていくものでございます。

まちづくりの基本理念として、「市民の目線に立ち、対話と協調を大切にしながら、すべての市民が心豊かに暮らしていくために、市民による市民のためのまちづくり」を掲げ、この基本理念に基づく本市の理想とする将来像を「生き生きかたがみの夢づくり一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市」としております。

人口の見通しにつきましては、今後、産業振興や定住化の促進をはじめとするまちづくり全般にわたり各種施策を推進することで、基本構想の目標年次であります平成27年の人口を3万8,000人と設定してございます。

まちづくりの基本目標としては、基本構想（案）の13ページに掲載してございますが、6つの基本目標からなっております。

1つめと致しましては、「水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり」。2つめは、「人にやさしいやすらぎのある住環境のまちづくり」。3つめは、「すこやかに安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり」。4つめは、「活力と創意工夫で豊かに暮らせる

産業のまちづくり」。5つめは、「生涯学び、創造性をはぐくむ教育と文化のまちづくり」。6つめは、「ともに支え、豊かに触れ合える交流と連携のまちづくり」という6項目でございます。それに政策として16項目を掲げてございます。

基本構想の最後には、計画の推進に向けてとして、今後、本市が健全で計画的な財政運営を確保するため徹底した歳出の削減や自主財源の確保に努めながら、新庁舎建設に向け市民の意見を的確に反映しつつ、建設費や庁舎の規模等の調査研究を進めることとしております。

以上で潟上市総合発展計画基本構想（案）の概要説明と致します。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番（中川光博） 一つ確認も含めてですね、意見ということも含めてお話させていただきたいんですが、この重要な総合発展計画ですね、できればですね、議会の私たちにですね、政策立案の段階、あるいは途中経過の段階でですね、我々議会の方にやはりしっかりと示していただきたいかったなど。全部構想ができあがってからですね、今回示していただきましたけれども、潟上市の向こう10年間の計画づくりにですね、最終の段階でチェックどうかということしかですね、なかなか参加できないということですので、今後ともですね、この重要な案件の場合はですね、途中、あるいは立案、あるいは途中の段階できちんと議会の方にも報告すべきではなかったのかなとこう思っております。

あともう一つですね、実は先日の全員協議会の中でもお話させていただきましたけれども、この13ページの構想につきましても大変一つ一つ大事な分野ですので、政策につきましても大変必要なことかと思っておりますけれども、さて市民がですね、この潟上がどういう潟上になっていくか、あるいはどういう潟上になってほしいのかというのを検討、広報していく場合にですね、やはり骨太のキーワードといいますか、骨太のスローガンといいますか、こういうのが必要だろうとこう思っております。基本構想の将来像のみに「ひとと環境に優しい田園都市」というふうにうたってますけれども、基本目標が6つかなりありましてですね、受け手側の市民の皆さんとしては、さて我々はどういう都市に進んでいくのかなというのがピンと来ないのではないのでしょうか。ちょっと例えてみるとですね、国語も算数も英語も数学も社会もみな大事だよというふうにうたってますけれども、こういう都市を築いていくという骨太のキーワードがちょっと見えてこな

いのかなと、そういうふうに思っております。この基本目標のところを見るとですね、環境というのが随分うたわれております。当然、時代もそちらの方に向かっていくことがありますし、また、将来像の「ひとと環境に優しい」とうたってますけれども、このあたりを骨太のキーワードできちんと市民の皆さんに伝えていくことのできる、環境都市なのか、あるいはひとに優しいということでは、市民に開かれた潟上市なのか、そのあたりの骨太のキーワードが今後ですね、ぜひほしくなってくるのかなと、こういうふうに思っております。この付近のことも含めて見解をちょっとお聞かせいただければと思っております。宜しく申し上げます。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） お答えします。

第1点めの議会に対して中間報告的なものががほしかったということですが、今、この基本構想は、いわゆる39人の検討委員会で審議してきました、5回で。その中には正副議長、あるいは各常任委員会の委員長も入っているわけですよ。私たちは議会の反映というものを十分聞かなければならないということで、正副議長と各常任委員長を委員として構成させていただいたということでもあります。

それから、今のキャッチフレーズですか、そういうようなことについても、やはりこれはですね、検討委員会というのは最大の我々が示したものを検討委員会でもんで、あちこちこれも書いた方がいい、これも直した方がいいというような議を経て決定しますので、17番中川議員のおっしゃることも理解できますけれども、まず最終結論として潟上市基本構想策定検討委員会の議を経て提出したということでご理解願えればありがたいと思います。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） ちょっと基本的な確認で大変申しわけないんですが、例えば今、常任委員会ですね、議長と副議長が構想のメンバーにお入りになっていたというお話を伺いましたけれども、そうするとですね、今これを審議してですね、私たちがこれでいくかどうかというのを決めるわけですが、審議するメンバーとですね、審議される提案してきたメンバーとがですね、主体と客体といいますか、この構想（案）をつくった人が自分で審議するという変な関係になるのかどうか、というふうにもちょっと今思いましたので、ちょっとそのあたり説明していただきますでしょうか。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 正副議長でなくて各常任委員長も入ってます。

○議長（藤原幸作） よろしいですか。17番。

○17番（中川光博） ここで審議しなきゃいけないメンバーがですね、審議する側の議論に入ってたということでしょうから、そのあたりいかがでしょうかと思ひまして、もう一度見解をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 私はこう考えています。この潟上市の将来10年間の指標とある発展計画は、中に入っても審議しても一考に差し支えないんだと、こう理解しています。お互いに。例えば、これは市長提案でございますので、中身を参画していただいて意見を述べたことはありますが、あくまでもこの場合は提案だと、提案は市長だということなんです。本会議の中で今言ったようなことを出していただければ私たちも一生懸命考えを述べたいとこう思いますので、あくまでも提案は市長だということ、これが審議会とかそういう場合は、これは今17番さんがおっしゃるようなことも考えられますが、あくまでも検討委員会ということでございますので、法的に基づいた審議会とは違いますので、そこをご理解いただければと思います。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決については最終日に行います。

【日程第16、議案第64号 工場請負契約の締結について（潟上市クリーンセンター排ガス冷却塔及び空気予熱機等更新工事）】

○議長（藤原幸作） 日程第16、議案第64号 工場請負契約の締結について（潟上市クリーンセンター排ガス冷却塔及び空気予熱機等更新工事）を議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第64号について、当局より提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） 議案第64号についてご説明申し上げます。

本案は、請負契約の締結についてでございます。次のとおり工事請負契約を締結したので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的でございますけれども、潟上市クリーンセンター排ガス冷却塔及び空

気予熱機等更新工事でございます。

契約の方法については、指名競争入札でございます。

契約金額は、1億6,590万円ございまして、落札率が1億5,800万円、プラス消費税相当額が790万円でございます。

契約の相手方は、東京都千代田区九段北一丁目14番16号、三菱マテリアルテクノ株式会社、代表取締役 大崎敬三。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

参考資料の59ページをお願い致します。

議案第64号、工場請負契約の締結について。

次のページをお願い致します。

議案第64号、潟上市クリーンセンター排ガス冷却塔及び空気予熱機等更新工事請負計画についての説明資料でございます。

工事名は、ただいま申し上げましたように潟上市クリーンセンター排ガス冷却塔及び空気予熱機等更新工事でございます。

契約金額は、1億6,590万円でございます。

相指名業者につきましては8社指名してございますが、うち6社が辞退してございまして、エスエヌ環境テクノロジー株式会社、それから三菱マテリアルテクノということで競争入札を行ってございます。

工事内容、工事場所、工期につきましては、既存償却施設1号炉、2号炉それぞれの排ガス冷却塔及び空気予熱機の更新工事でございます。

排ガス冷却塔2基、冷却方式を変更して更新するものでございます。空気予熱機2基、形式を変更して更新するものでございます。燃焼用ダクト改修、それから電気計装設備改修、これは、この契約案件につきましては議決後の平成19年3月20日完成予定でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 既存焼却施設1号炉、それから2号炉それぞれの排ガス冷却塔及び空気予熱機の更新ということで、これ、何年間に1回これ見ますとやはり更新しなければいけないということに私思いましたけれども、何年に1回ほどやらなきゃいけない

のかと、そこら辺お願いします。

○議長（藤原幸作） 市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） お答え申し上げます。

これ、何年ということに決まってございません。その老朽化が非常に進んでおりますので、大体5、6年は目処を立つこととなりますけれども、何年ということは限定できません。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。4番。

○4番（成田 進） 1点だけお伺いを致します。

指名業者が8社ですか、のうち入札辞退が6社ということで、2社での競争入札ということになるわけですけれども、この現在のクリーンセンターのプラントがですね、この三菱マテリアテクノのメーカーなのかどうか。また、今までのいわゆるメンテナンスと申しますか、それはどのように申しますか、どの企業が担当、メンテナンスをしておったのかどうかですね、あわせてお伺いを致したいと思います。

○議長（藤原幸作） 市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） お答え申し上げます。

今までのメンテナンス会社につきましては、エスエヌ環境テクノロジーでございます、主にですね。

プラントメーカーは三和同熱です。

○議長（藤原幸作） 4番よろしいですか。

○4番（成田 進） はい。

○議長（藤原幸作） 2番。

○2番（戸田俊樹） 3月定例会です、このクリーンセンターの改修工事について2億2,050万円の予算だということで私どもは慎重に審査をし、本会議で議決しておりますけれども、この落札率を見ますと大体7割近くということでございまして、6社が辞退して2社でやったから、それは公正競争の中での入札制度ではいいんだということですが、この誤差について当局はどのように考えておりますか。誤差といいますか、落札率の3割ほど、予算的には使わないからありがたいお話ですけれども、ものですね、できたのが何年もつかわからないという答弁ですけれども、そういうことではちょっとうまくないのではないかと。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 2番さんにお答えします。

何年もつかわからないというのは、11番さんの今回のことで耐用年数とか決まっていから何年もつかわからない、こういった答弁したんです。今、請負差額については我々は特別見解を持っていません。正当な入札で行われたという観点だけです。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

.....
午前11時44分 再開

○議長（藤原幸作） 再開します。

市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） お答え致します。

指名競争入札でございますので適正な価格であろうと、このように感じております。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

【日程第17、議案第65号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について】

○議長（藤原幸作） 日程第17、議案第65号、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第65号について、当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第65号についてご説明を申し上げます。

本案は、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、次のとおり秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、組合を組織する地方公共団体の中に市町村合併に伴い脱退及び加入ならびに名称を変更する団体が生じたこと及び共同処理する事務に係る地方公共団体に変更が生じたことに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約別表第1及び第2を改める必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

54ページですが、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございますが、これは3月20日に琴丘・山本・八竜が三種町になったこと、3月21日に能代市・二ツ井町が能代市になったこと、3月27日に八森・峰浜が八峰町となったことに伴いまして、旧市旧町を脱退させ、新市新町として加入をさせるというものでございます。また、これにかかわる各組合名の変更等でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようでありますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

【日程第18、議案第66号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について】

○議長（藤原幸作） 日程第18、議案第66号、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第65号について、当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第66号についてご説明を申し上げます。

本案は、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、次のとおり秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の中に市町村合併により同組合を脱退及び加入する団体が生じたことに伴い、同組合から能代市、琴丘町、二ツ井町、八森町、山本町、八竜町及び峰浜村を脱退させ、能代市、三種町及び八峰町を加入させるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようでありますから、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時半まで休憩します。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（藤原幸作） それでは、休憩前に引き続き再開致します。

【日程第19、議案第67号 平成18年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第19、議案第67号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第67号について、当局より大綱説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました議案第67号についてご説明致します。

平成18年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について

別冊のとおり

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

お手元に配付してございます平成18年度一般会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお開き願いたいと思います。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億23万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億6,823万2,000円とするものでございます。

第2条が債務負担行為の補正でございます。

続きまして、第3条が地方債の補正でございます。

はじめに歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

まず、予算書の8ページをお開き願いたいと思います。13款2項4目の土木費国庫補助金につきましては、7,809万9,000円の増額でございますが、これは天王江川線道路補修工事および街道下線道路改良工事に伴う地方道路臨時交付金で、事業費の55%を計上したものでございます。同じく5目の教育費国庫補助金は、3,938万7,000円の増額であります。これは、追分小学校体育館増改修工事に伴うものでありまして、安全・安心な学校づくり交付金につきましては、老朽化改修分が補助対象経費の3分の1、地震補強分が2分の1の計上となっております。学校施設新增築事業補助金につきましては、増

築分の2分の1の計上となっております。

18款の繰越金につきましては、1億831万2,000円の計上でありまして、平成17年度決算剰余金見込額4億117万円のうち、今回の補正財源として計上するものであります。なお、補正後の累計は3億831万2,000円であり、残余につきましては今後の補正で計上する予定であります。

19款5項5目雑入につきましては、1,009万1,000円の増額であります。主なものは、自治総合センターコミュニティ助成金として250万円、および鉄くず等売却代710万円などとなっております。

続きまして、9ページをお願いします。20款の市債でございます。市債は、2億6,440万円の増額であります。この内容と致しましては、3目の土木債が道路改良事業債6,060万円、6目消防債が防災行政無線設置事業債として9,750万円、7目の教育債が追分小学校体育館増改修事業債として1億630万円でありまして、いずれも合併特例債事業として現在申請中であります。なお、詳細につきましては5ページの方に第3表の地方債補正として計上しておりますので、あわせてご審議いただきたいと存じます。

次に、歳出予算について主なものをご説明申し上げます。

各項目の内容について申し上げる前に、今回は人事異動に伴う人件費の補正を全般にわたって計上していることをまずご報告申し上げます。このほかの事項について主なものをご説明申し上げます。

予算書の10ページでございます。1款1項1目議会費は、124万1,000円の減額であります。9節旅費におきまして議員視察研修および、ふるさと会出席にかかわるものと致しまして314万円を計上してございます。

続きまして、12ページをお願いします。2款1項5目財産管理費につきましては、433万円の増額であります。主なものは11節の修繕料129万2,000円で、これは昭和庁舎冷温水発生機真空漏れ修理に係るものでございます。また、15節側溝敷設工事費125万2,000円は、飯田川地区の飯塚のトンコ堤にかかわるものであります。

続きまして、13ページをお願いします。13ページの下段の方になりますが、2款1項10目の自治振興費は、272万7,000円の増額であります。これは14ページの方に入ります。和田妹川公民館のコミュニティ用備品購入に伴うものでございます。これについては印刷機、パソコン、テーブル等でございます。それらの備品の購入に伴うものでございます。

続きまして、16ページお開き願いたいと思います。3款1項2目の障害者福祉費につきましては、126万円の増額であります。これは障害者自立支援法の施行に伴う障害認定審査会の設置に伴うものであります。

続きまして、ずっと飛びますが22ページお願いします。6款1項3目の農業振興費は、766万9,000円の増額であります。これは豪雪災害農業施設復旧支援事業費補助金でありまして、今冬の豪雪による農業施設被害復旧費の3分の1を補助するものであり、今年度から2か年計画で実施するものであります。なお、次年度分につきましては、予算書の5ページにおきまして債務負担行為として291万円を計上しておりますので、あわせてご審議のほどを宜しくお願い申し上げます。

続きまして、24ページお願いします。8款2項1目道路維持費は、1億823万2,000円の増額でございます。主な内容と致しましては、15節工事請負費1億472万6,000円で、豪雪対策維持補修工事2,600万円、道路側溝等改良工事1,400万円、道路維持補修工事5,738万円などとなっております。同じく2目の道路新設改良費は、1億367万円で、主に街道下道路改良事業の関連経費を計上致しております。

8款4項1目都市計画総務費は、3,127万8,000円の増額であります。25ページの上段の方になりますが、主なものと致しましては、国土利用計画策定委託料298万2,000円となっております。

続きまして、26ページの上段の方になりますが、9款1項2目災害対策費は、9,979万2,000円の増額であります。これは防災行政無線設置工事に伴うものでございます。

続きまして、26ページの下段の方になります。10款教育費2項1目小学校費の学校管理費につきましては、1億5,953万円の増額であります。

続きまして、27ページお願いします。主なものと致しましては、15節の工事請負費、追分小学校体育館増改修工事1億4,985万6,000円と、逆になりましたが13節の豊川小学校改築基本設計委託料555万8,000円であります。なお、豊川小学校改築事業につきましては、今回の基本設計を通して地域住民および関係各位と協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げたいと存じます。

続きまして、28ページでございます。10款3項1目の中学校学校管理費は、350万8,000円の増額であります。主なものは11節の修繕料187万2,000円で、3中学校における屋根漏水修理などにかかわるものでございます。

続きまして、31ページお開き願いたいと思います。31ページの10款7項3目の体育施

設費につきましては、439万6,000円の増額であります。これは主に11節修繕料397万5,000円で、昭和体育館の照明および天井修理にかかわるものでございます。

続きまして、32ページでございます。11款1項1目災害復旧費は、272万7,000円の増額であります。これは主に金山地区地山崩落復旧工事にかかわるものでございます。

以上で議案第67号の補正予算の大綱説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これより議案第67号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第67号については、各常任委員会にかかわる各所管の事項について付託します。

【日程第20、議案第68号 平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第20、議案第68号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第68号について、当局より大綱説明を求めます。企画部長。

○企画部長（笠 利行） ただいま上程されました議案第68号についてでございますが、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男でございます。

お手元に配付してございます平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお開き願いたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,692万9,000円とするものでございます。

第2条が地方債の補正でございます。

それで、今回の補正の主なものと致しましては、まず歳入の方ですが、5ページをお開き願いたいと思います。歳入の6款の繰越金については、48万6,000円を追加し、補正後58万6,000円とするものでございます。8款の下水道債については、1目の合併処理浄化槽事業債を290万円プラスして1,390万円とするものでございます。

3の歳出でございますが、1款3項1目の合併処理浄化槽事業費として、338万6,000

円追加するものでございますが、今回は工事請負費でございまして、当初20基分を当初予算で計上してあったものに新たに2基を追加して22基とするということでございます。この22基については、地域の要望箇所を全部クリアできるということでございますので、宜しく願い申し上げたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これより議案第68号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第68号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第21、議案第69号 平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第21、議案第69号、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第69号について、当局より大綱説明を求めます。企画部長。

○企画部長（笠 利行） ただいま上程されました議案第69号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてでございます。

別冊のとおり

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男でございます。

お手元に平成18年度の潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第1号）を出していただきたいと思います。

1ページでございますが、第2条の収益的支出につきましては、127万1,000円を今回補正で追加するものでございます。

それから、2ページの資本的支出につきましては、8,766万円の追加となっております。この主なものとしては、老朽管更新工事にかかわるものでございますので、どうか宜しくお願いしたいと思います。

以上で議案第69号の説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これより議案第69号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

か。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第69号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第22、同意第2号 潟上市助役の選任について】

○議長(藤原幸作) 日程第22、同意第2号、潟上市助役の選任についてを議題とします。

同意第2号について議案の朗読を省略します。

同意第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(石川光男) 同意第2号、潟上市助役の選任について。

下記の者を潟上市助役に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 潟上市飯田川下虻川字上谷地55番地2

氏 名 鑑 利行

生年月日 昭和23年11月25日 57歳

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 潟上市助役が空席となっているので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得て選任しなければならないものである、これが提案理由でございます。

お手元に鑑氏の略歴をお届けしておりますが、鑑氏は旧飯田川町の総務課長を12年間務め、後半の4年間は飯田川町は助役不在であり、鑑氏は実質的に助役の任務をしております。行政経験も豊富であり、政策通であり、そして財政通でもあります。彼の行政経験、人格、能力、実績からして、潟上市の助役として適任であると思っておりますので、どうか宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(藤原幸作) これより同意第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第2号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 1時49分 再開

○議長（藤原幸作） 再開します。

本人が議場におりますので、あいさつをお願いします。

○助役（鏡 利行） 貴重な時間をちょうだい致しまして、一言議員の皆様にお礼の言葉を述べさせていただきたいと思います。

まず、ただいま助役の選任案件についてご承認を賜りまして、誠にありがとうございました。私は浅学非才の身でございますけれども、石川市長とともに合併してよかったと思えるまちづくりのために誠心誠意頑張ってまいりたいと考えております。いずれにしても議員の皆さんのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単でございますけれどもお礼のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

【日程第23、同意第3号 潟上市教育委員会委員の任命について】

○議長（藤原幸作） 日程第23、同意第3号、潟上市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（石川光男） 同意第3号、潟上市教育委員会委員の任命について

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 潟上市昭和大久保字小橋50番地1

氏 名 淡路 徹

生年月日 昭和24年6月11日 57歳

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 平成18年6月27日付で潟上市教育委員会委員の佐々木洋夫氏が任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の

同意を得て任命しなければならない、これが提案理由であります。

佐々木洋夫さんは、年齢もいっているし、後進に道を譲りたいということでありましたので淡路さんを提案したわけですが、淡路さんの略歴についても皆さんにお届けしておりますが、淡路さんは羽城中学校のPTA会長、あるいは南秋田郡PTA連合会会長、秋田県PTA連合副会長、あるいは日本PTA全国評議委員会協議会評議員等を歴任しており、教育委員も経験しておりますので、潟上市の教育委員としてふさわしいと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤原幸作） これより同意第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第3号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定致しました。

【日程第24、同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（藤原幸作） 日程第24、同意第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（石川光男） 同意第4号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 潟上市天王字上北野65番地2

氏 名 佐藤小枝子

生年月日 昭和8年9月15日 72歳

平成18年6月14日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 平成18年9月30日付で人権擁護委員の佐藤小枝子氏が任期満了となるので、

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである、これが提案理由であります。

佐藤さんは、人権擁護委員として会議・行事等に積極的に参加しており、引き続き人権擁護委員として推薦したいと、こういうのが提案理由であります。どうか宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） これから同意第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第4号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定致しました。

【日程第25、同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（藤原幸作） 日程第25、同意第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（石川光男） 同意第5号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 鴻上市天王字二田219番地

氏 名 千釜文夫

生年月日 昭和10年3月20日 71歳

平成18年6月14日提出 鴻上市長 石川光男

提案理由 平成18年9月30日付で人権擁護委員の千釜文夫氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである、これが提案理由であります。

千釜さんについても同意第4号の佐藤小枝子先生と同じで、会議、あるいは行事等に

積極的に参加していますので、引き続きお願いするものであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これより同意第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第5号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

【日程第26、陳情第5号 道路改良・舗装工事について（天王字北野325-2，ほか）から 日程第34、陳情第13号 最低保障年金制度の創設を求める陳情】

○議長（藤原幸作） 日程第26、陳情第5号から日程第34、陳情第13号までを一括議題とします。

請願、陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案された陳情第5号から陳情第13号については、6月12日の議会運営委員会において、お手元に配付の請願・陳情一覧のとおり各常任委員会に付託することにしました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号から陳情第13号については、各常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、6月16日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労さまでございました。

午後 1時58分 散会

